

# 応募要領

## 1. 公募件名

ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口 DXSaaS 提供業務及び運用保守業務委託 ー令和6年度募集ー

## 2. 事業概要

本事業は、「窓口改革でユーザーの体験を変えたい」と長年真剣に取り組んで来た地方公共団体と、デジタル庁が共創して立ち上げる取り組みである。

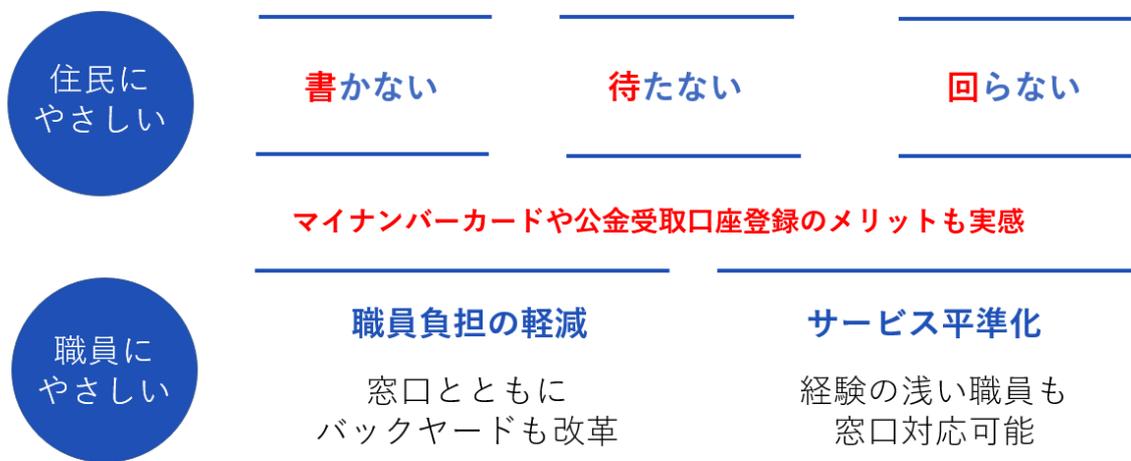
ユーザーとは、住民だけでなく、地方公共団体の職員も含まれる。

「“住民の負担を減らす”と“職員の業務負荷を減らす”の両立を本気で目指す」。

この信念が本事業の根幹である。

本事業が想定している地方公共団体（基礎自治体）の窓口の姿は以下のとおりである。

### ー 窓口DXSaaSが想定している自治体窓口の姿



オンライン化（行かない窓口）が進み、窓口に来る人が将来減るからこそ、窓口はコンパクトに。

デジタルのチカラを最大限活用して地方公共団体の準備や運用をラクに。

そして、デジタル3原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③ワンストップ）が実現する社会の先鞭を着けたいと企図している。

本事業では、これから窓口DXに取り組もうとする地方公共団体が、ノウハウ的にもコスト的にもメンタル的にもチャレンジしやすくなるよう、ガバメントクラウドとSaaSという提供形態を活用し、窓口DXをサポートするシステムの導入のハードルを下

げたいと考えている。

具体的には、

- ・ デジタル庁が用意するガバメントクラウド上に、複数の事業者に「窓口 DX に資するパッケージシステム（＝窓口 DXSaaS）」を支度いただき、そのシステムの機能を「サービスとして地方公共団体に提供」してもらい、地方公共団体はそのラインアップの中から、自分たちが目指す窓口の姿にマッチしたサービスを、複数の選択肢の中から調達することを想定している。

これにより地方公共団体は、自分たちでシステムを用意する必要はなくなり、窓口業務のBPRに注力することができると考えている。

本件は、上記を実現するために、ガバメントクラウド上で各地方公共団体が利用可能な窓口DXSaaSのサービス提供を公募するものである。

### 3. 公募期間

令和6年1月26日（金曜日）から令和6年2月19日（月曜日）

### 4. 業務形態

地方公共団体へのSaaS提供業務及び運用保守委託

### 5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。なお、共同事業体（JV）による提案は想定していない。  
[統一資格審査申請・調達情報検索サイト | ホーム \(geps.go.jp\)](https://geps.go.jp)
- (4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。
- (5) デジタル庁における入札制限等に関する規程（令和4年3月9日会計担当参事官改定）に基づき入札制限対象企業の指定を受けていない者（入札制限の適用を除外された者を含む。）であること。（※本規程の適用は、予定価格が10万SDR以上の調達案件が対象。）
- (6) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
  - ① 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与

している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(7) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(8) 上記(1)～(7)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

## 6. 公募対象

以下の条件を満たす、ガバメントクラウド上で窓口 DXSaaS を提供可能な事業者。

(1) パブリッククラウド環境のモダンアプリケーション技術に明るい事業者であること。

(モダン技術への明るさの基準)

・ SaaS の開発・運用体制に、想定する CSP の上級資格保有者を含んでいること。

(本業務の専任であることは求めない。)

・ 有資格者が環境構築等のインフラ作業に関与すること。

例) AWS の場合 : Solution Architect Professional

GCP の場合 : Professional Cloud Architect

Azure の場合 : Azure Solutions Architect Expert

OCI の場合 : Oracle Cloud Infrastructure xxxx Certified Architect  
Professional

(2) 情報セキュリティに係る以下のいずれかの認定・認証を取得していること。

① プライバシーマーク付与認定

② 最新の JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) を基準とした情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の適合性に関する認証

## 7. 応募方法等

### (1) 提案書の提出

- ① 応募する事業者は、別添の「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口 DXSaaS 提供業務及び運用保守業務委託」調達仕様書を熟読の上、提案書を提出すること。
- ② 提案書には、提供を予定しているサービスのガバメントクラウドにおけるアーキテクチャ図（クラウド上のアーキテクチャ図。利用想定サービスは把握できるようにしておくこと。）も含めること。
- ③ Word、Excel、PowerPoint 等の Office ファイル形式または PDF 形式で提出すること。
- ④ 要件定義書に事業者名及び提案書の対応する箇所を各項目に記入し、Excel 形式で提出すること。
- ⑤ 要件定義書の「提案書対応箇所」欄が空欄の場合は、「対応不可」とみなす。任意項目については対応可否を提案書に記載すること。

### (2) 資格等の提出

- ① 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の写しを PDF 形式にて提出すること。
- ② SaaS の開発・運用体制に、想定する CSP の上級資格保有者を含んでいることを確認できる書類を PDF 形式にて提出すること。
- ③ 情報セキュリティに係る認定・認証を有している条件を満たしていることを確認できる書類を PDF 形式にて提出すること。

### (3) 体制図の提出

様式は任意とするが、

- ・本プロジェクトに参加する人員の体制
  - ・本プロジェクトの責任者の氏名
  - ・有資格者の氏名、役割
  - ・再委託先の予定がある場合は再委託先の委託内容
- が明確に分かる体制図を提出すること。

### (4) 誓約書を提出

### (5) 参考見積書の提出

様式は任意とするが、令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月の 9 か月分（前回実施した公募において採択された事業者においては、令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月の 12 か月分）の調達仕様書 5（2）（イ）に係る費用を明記すること。また、見積上限額は 240,000 円／月（税別、システム管理技術者×0.2 人月相当額。）とすること。なお、事業者決定後、契約にあたり調達仕様書 5（2）（イ）に係る詳細な内容について個別に協議するものとする。協議の結果を踏まえて、正式な見積書を提出すること。

### (6) 提案書等の作成について

- ① 提案書等の作成費用は提案者の負担とする。
- ② 提案書等は日本語で作成すること。
- ③ 提出された提案書等は返却しない。
- ④ 提案書等に形式的な不備があり、提出期限（8. 提出期限及び提出先等（1）提

出期限)までに修正できない場合は、提案を無効とする。

- ⑤ 動画等を用いて提案書やサービスの紹介の補足をすることも可能とする。その場合、動画は20分以内とする。

## 8. 提出期限及び提出先等

本応募要領に従って提案書等を以下の提出期限までにメールにて提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年2月19日(月)17時必着

※書類不備による再提出も含めて提出期限を厳守すること。

- (2) 提出先：「デジタル庁戦略・組織G窓口DX推進チーム宛」

メール：[mado-dx@digital.go.jp](mailto:mado-dx@digital.go.jp)

- (3) 提出方法

- ① 送信メール件名は「【事業者名】提案書(窓口DXSaaS)」とすること。
- ② ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ③ メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。
- ④ メール受領後、送信者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、メールにて照会すること。

- (4) 本件公募に関する問い合わせ

本件公募に関する問い合わせは、(2)提出先に記載のアドレス宛にメールにて提出すること。

質問受付期間：令和6年2月2日(金)17時まで

質問回答期限：令和6年2月9日(金)17時まで

※庁ウェブサイトの調達ページに掲載予定

## 9. 委託先の選定

- (1) 審査の方法

提出された提案書について、デジタル庁戦略・組織G窓口DX推進チームが要求する要件を満たしているか審査します。

審査に当たっては、必要に応じてヒアリング審査や資料の補足説明や追加等を依頼する場合があります。

- (2) 審査結果の公表及び通知

審査の結果、窓口DXSaaSとして採用したSaaS名称(SaaS提供事業者名を含む。)については、ウェブサイト等で公開します。不採用となったSaaSについては、その旨を不採用とした理由とともに提案者へ通知します。

- (3) スケジュール

令和6年

1月26日：公募開始

2月19日：公募締切

3月4日：契約先決定、公表(予定)

4月1日：契約締結日

(4) 契約

本公募に係る契約締結は、令和6年度当初予算に当該経費が盛り込まれるとともに同予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。